

県北広域振興局長告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月5日

県北広域振興局長 高 橋 信

地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0333200020	指定一般相談支援事業 所のぞみ	二戸郡一戸町高善寺字 野田54番地2	社会福祉法人泉の園	平成27年6月1日